

香芝市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

香芝市教育委員会教育長 小西友吉

香芝市教育委員会規則第4号

香芝市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

香芝市学校給食費徴収規則（平成21年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「幼稚園」を「香芝市立幼稚園設置条例（昭和46年条例第14号）第2条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）」に改め、同条第2号中「小学校」を「香芝市立学校条例（昭和39年条例第15号）第2条に規定する小学校（以下「小学校」という。）」に改め、同条第3号中「中学校」を「香芝市立学校条例第2条に規定する中学校（以下「中学校」という。）」に改める。

第3条第1項ただし書中「別に」を「、別に」に改め、同項第1号中「2,900円」を「3,500円」に改め、同項第2号及び第3号中「4,500円」を「5,500円」に改める。

附則に次の2項を加える。

（幼稚園の学校給食費の額の特例）

5 幼稚園の学校給食費の額は、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、当分の間、月額2,900円とする。

（令和8年4月分以後の小学校及び中学校の学校給食費の額の特例）

6 令和8年4月分以後の小学校及び中学校の学校給食費の額は、第3条の規定にかかわらず、当分の間、0円とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の教育扶助のうち、学校給食費に係るものの支給を受けている保護者が負担する小学校の学校給食費の額については、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。